



資料 2

福岡県マスコットキャラクター「エコトン」

地球温暖化対策に関する国内外の動向

令和3年2月



福岡県環境部環境保全課

目次

1 国際的な動向

1-1 パリ協定

1-2 IPCC「1.5℃特別報告書」

2 国内の動向

2-1 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

2-2 中央環境審議会・産業構造審議会

2-3 政府による温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

2-4 地球温暖化対策推進法の見直しに向けた議論

2-5 グリーン成長戦略

2-6 国・地方脱炭素実現会議

3 気候変動適応に関する動向

3-1 気候変動適応法

3-2 気候変動適応計画

3-3 福岡県気候変動適応センターの設置

目次

1 国際的な動向

1-1 パリ協定

1-2 IPCC「1.5℃特別報告書」

2 国内の動向

2-1 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

2-2 中央環境審議会・産業構造審議会

2-3 政府による温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

2-4 地球温暖化対策推進法の見直しに向けた議論

2-5 グリーン成長戦略

2-6 国・地方脱炭素実現会議

3 気候変動適応に関する動向

3-1 気候変動適応法

3-2 気候変動適応計画

3-3 福岡県気候変動適応センターの設置

1-1. パリ協定

パリ協定

- 2015(平成27)年12月に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択
- 「平均気温上昇を産業革命以前に比べ**2°C未満に抑えるとともに、1.5°C以下に抑える努力をすること**」を世界共通の長期目標とする。
- 2020(令和2)年、本格的に運用開始

1-2. IPCC「1.5°C特別報告書」

1.5°C特別報告書

- 2018(平成30)年、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)がとりまとめ

<主なポイント>

- 気候変動は、既に世界中の人々、生態系及び生計に影響を与えている。

- 地球温暖化を1.5°Cに抑制することは不可能ではない。しかし、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要である。

※ CO₂排出量が2030年までに45%削減され、**2050年頃には正味ゼロ**に達する必要がある。メタンなどのCO₂以外の排出量も大幅に削減される必要がある。

目次

1 国際的な動向

1-1 パリ協定

1-2 IPCC「1.5℃特別報告書」

2 国内の動向

2-1 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

2-2 中央環境審議会・産業構造審議会

2-3 政府による温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

2-4 地球温暖化対策推進法の見直しに向けた議論

2-5 グリーン成長戦略

2-6 国・地方脱炭素実現会議

3 気候変動適応に関する動向

3-1 気候変動適応法

3-2 気候変動適応計画

3-3 福岡県気候変動適応センターの設置

2-1. パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

○ 2019(令和元)年6月、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的戦略として閣議決定

<主なポイント>

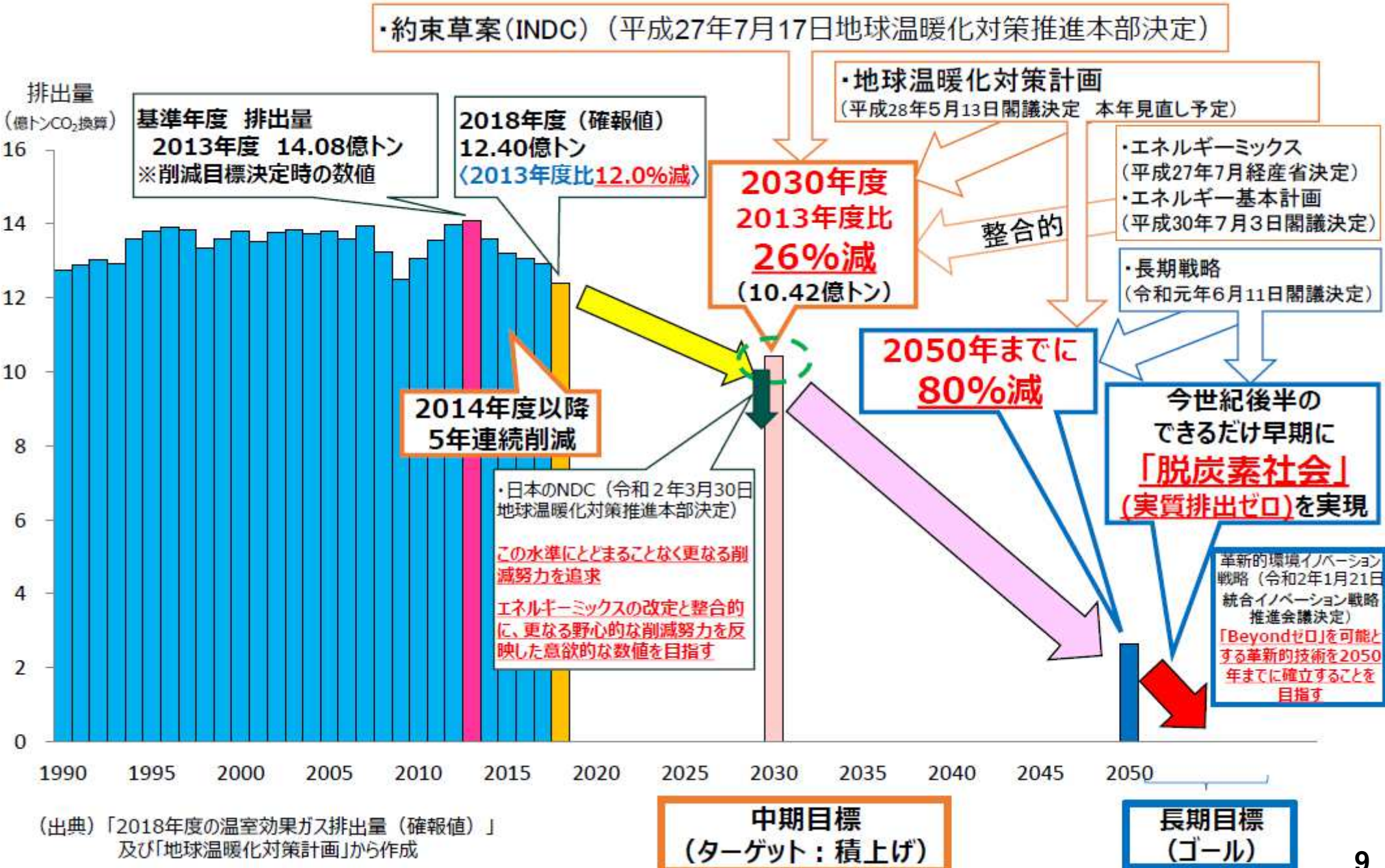
- (1) 最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組む。
- (2) (1)の達成に向けて、「環境と成長の好循環」の実現を目指す。
- (3) エネルギー、産業、運輸、地域・暮らし等の各分野のビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性を示し、ビジョン実現のためのイノベーションの推進、グリーンファイナンスの推進、ビジネス主導の国際展開、国際協力といった横断的施策等を推進する。

2-2. 中央環境審議会・産業構造審議会

中央環境審議会地球環境部会 中長期の気候変動対策検討小委員会
産業構造審議会産業技術環境分科会 地球環境小委員会
地球温暖化対策検討ワーキンググループ 合同会合

- 長期のビジョンを見据えつつ、**地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について審議を進める場**として、2020(令和2)年9月に設置
- 現在まで、第1回(2020年9月1日)及び第2回(2020年12月16日)会合が開催された。

2-2. 中央環境審議会・産業構造審議会



2-3. 政府による温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

- 2020(令和2)年10月26日、菅総理は臨時国会の所信表明演説において、**2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする**ことを宣言

<具体的施策>

- ✓ 革新的なイノベーション
 - 次世代型太陽電池、カーボンリサイクル
- ✓ グリーン投資の更なる普及の推進
- ✓ 省エネルギーの徹底
- ✓ 再生可能エネルギーの最大限導入
- ✓ 安全最優先で原子力政策を推進
- ✓ 石炭火力発電政策を抜本的に転換

2-4. 地球温暖化対策推進法の見直しに向けた議論

地球温暖化対策の推進に関する制度検討会

- 今後の地球温暖化対策に関する制度的対応の在り方について検討することを目的として、2020(令和2)年11月～12月に4回開催

<制度的対応の方向性(案)>

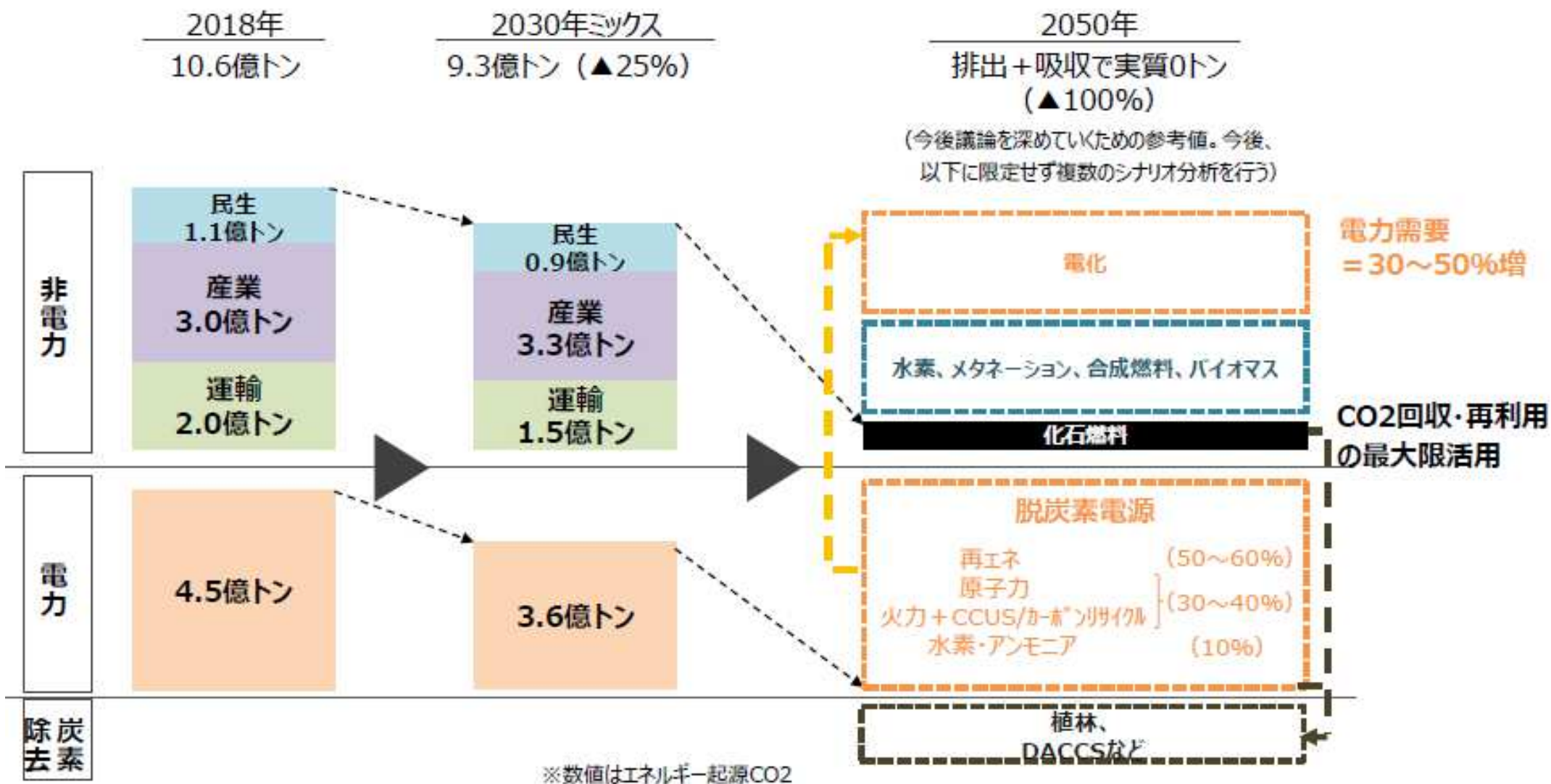
- (1) パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた長期的な視点
- (2) 地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直し
- (3) 事業者の脱炭素化に向けた温室効果ガス算定・報告・公表制度等の見直し

2-5. グリーン成長戦略

グリーン成長戦略

- 2020(令和2)年12月、経済産業省が関係省庁と連携し策定
- 「2050年カーボンニュートラル」への挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策
- 14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画を策定
- この戦略を、着実に実施するとともに、更なる改訂に向けて、関係省庁と連携し、目標や対策の更なる深掘りを検討

2-5. グリーン成長戦略（2050年カーボンニュートラルの実現）



2-6. 国・地方脱炭素実現会議

国・地方脱炭素実現会議

- 国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討。
- 2020(令和2)年12月25日、第1回会議開催。

<主なポイント>

- (1) 今後5年程度を集中期間とする対策強化
- (2) 2050年に向けた地域の脱炭素ドミノの拡大

目次

1 国際的な動向

1-1 パリ協定

1-2 IPCC「1.5℃特別報告書」

2 国内の動向

2-1 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

2-2 中央環境審議会・産業構造審議会

2-3 政府による温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

2-4 地球温暖化対策推進法の見直しに向けた議論

2-5 グリーン成長戦略

2-6 国・地方脱炭素実現会議

3 気候変動適応に関する動向

3-1 気候変動適応法

3-2 気候変動適応計画

3-3 福岡県気候変動適応センターの設置

3-1. 気候変動適応法

気候変動適応法

- 2018(平成30)年、国・地方公共団体が気候変動適応を推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に公布・施行。
- 気候変動影響による被害を防止・軽減する適応策を初めて法的に位置付け。
- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。

3-1. 気候変動適応法

- 温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の防止・軽減対策(適応策)は車の両輪。
- 本法により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進。

背景

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。



日本の年平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。



3-1. 気候変動適応法

法律 の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

農林水産業

水資源
水環境

自然生態系

自然災害

健康

経済活動

産業・
国民生活

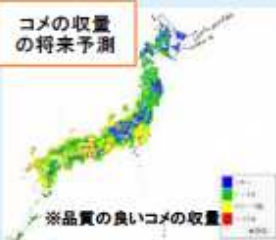
- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
 - ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
 - ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
 - ・ハザードマップ作成の促進
 - ・熱中症予防対策の推進
- 等

2. 情報基盤の整備

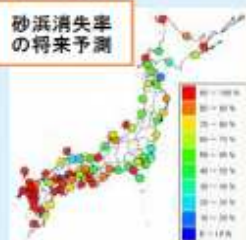
- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所**を位置付け。

「気候変動適応情報プラットフォーム」(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ

コメの収量の将来予測



砂浜消失率の将来予測



<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村(東京23区を含む。)に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点(**地域気候変動適応センター**)機能を担う体制を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

3-2. 気候変動適応計画(予測される影響と施策例)

	分野	予測される気候変動の影響	適応の基本的な施策例
1	農林水産業	一等米比率の低下	高温耐性品種の開発
2	水環境・水資源	無降水日数の増加	雨水・再生水の利用
3	自然生態系	ニホンジカ等の分布の拡大	個体群の管理
4	自然災害・沿岸域	大雨や短時間強雨の発生頻度の増加	ハザードマップの作成
5	健康	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の危険増大 ・ 感染症を媒介する節足動物の分布可能域の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の提供や注意喚起 ・ 感染症の媒介蚊の駆除・注意喚起
6	産業・経済活動	風水害による旅行者への影響	災害時に宿泊施設を避難受入施設として提供
7	国民生活・都市生活	短時間強雨や渇水頻度の増加等によるインフラ・ライフラインへの影響	地下鉄駅等の浸水対策

出典：環境省資料より事務局にて作成

3-2. 気候変動適応計画（気候変動影響評価の一例）

分野	大項目	No.	小項目	前回（2015）			今回（2020）			報告書[詳細]
				重大性	緊急性	確信度	重大性	緊急性	確信度	
農業・ 林業・ 水産業 (117→ 339)	農業	111	水稲	●	●	●	●	●	●	p. 17-
		112	野菜等	—	▲	▲	◆	●	▲	p. 23-
		113	果樹	●	●	●	●	●	●	p. 27-
		114	麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	●	▲	▲	p. 32-
		115	畜産	●	▲	▲	●	●	▲	p. 38-
		116	病害虫・雑草等	●	●	●	●	●	●	p. 42-
		117	農業生産基盤	●	●	▲	●	●	●	p. 49-
		118	食料需給				◆	▲	●	p. 53-
	林業	121	木材生産(人工林等)	●	●	■	●	●	▲	p. 58-
		122	特用林産物(きのこ類等)	●	●	■	●	●	▲	p. 63-
	水産業	131	回遊性魚介類 (魚類等の生態)	●	●	▲	●	●	▲	p. 66-
		132	増養殖業				●	●	▲	p. 71-
		133	沿岸域・内水面漁場環 境等	●	●	■	●	●	▲	p. 74-
水環境・ 水資源 (26→ 88)	水環境	211	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	◆	▲	▲	p. 82-
		212	河川	◆	■	■	◆	▲	■	p. 88-
		213	沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	■	◆	▲	▲	p. 92-
	水資源	221	水供給(地表水)	●	●	▲	●	●	●	p. 95-
		222	水供給(地下水)	◆	▲	■	●	▲	▲	p. 100-
		223	水需要	◆	▲	▲	◆	▲	▲	p. 104

3-3. 福岡県気候変動適応センター

福岡県気候変動適応センター

- 2019(令和元)年8月、気候変動適応法第13条第1項に基づく「地域気候変動適応センター」として、県保健環境研究所に設置。

<主な業務>

(1) 気候変動情報の収集・分析・提供

国の気候変動適応センター(国立環境研究所)や福岡管区気象台と連携して、県内の地域特性に応じた気候変動の予測や影響、適応策に関する情報を収集・整理・分析し、市町村・事業者・県民に提供

(2) 福岡県気候変動適応推進協議会の開催

気候変動の影響や適応策について情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言を得て、県内における気候変動適応の推進を図るための協議会を開催。

3-3. 福岡県気候変動適応センター

福岡県気候変動適応センター(保健環境研究所)

- (1) 気候変動情報の収集・分析・提供
- (2) 気候変動適応推進協議会の設置運営
メンバー：気象台・専門家・県（関係部局・研究機関）など

連携

国立環境研究所
(国の適応センター)
福岡管区気象台

情報の提供・相談対応・技術的助言

市町村・事業者・県民